

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第4号 令和2年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定について

日程第4 議第52号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定について

議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について

て

議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める
条例の一部改正について

議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 3 年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から17日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 廣瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情 3 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 4 号 令和 2 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（富田栄次君） 日程第 2、報告第 4 号 令和 2 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 4 号 令和 2 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監

査委員の審査意見をつけて議会に報告いたすものでございます。細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました報告第4号 令和2年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

地方公共団体は、財政健全化法に基づき、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告かつ公表しなければならないこととされております。

この健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率がございまして、このいずれかが早期健全化基準以上となった場合に、財政健全化計画、財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画の策定が義務づけられています。この計画に基づきまして、財政早期健全化または財政の再生を図ることとなっているところでございます。

それでは、本町の健全化判断比率につきまして説明させていただきます。

議案書と併せて添付資料4ページになりますけれども、財政指標の垂井町会計区分イメージを御覧いただきたいと思います。

実質赤字比率は普通会計を対象に、連結実質赤字比率は普通会計と公営企業会計を含めました公営事業会計を対象に、実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合、西南濃老人福祉施設事務組合の一部事務組合を対象とし、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成しております。

それでは議案書の実質赤字比率につきまして、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございまして、本町におきましては実質赤字額はございませんので、バー表示としております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する額の割合でございまして、本町におきましては連結実質赤字比率はございませんので、バー表示としていたるところでございまして。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計から負担いたします元利償還金及び純元利償還金の財政規模に対する額の割合でございまして、3か年平均が2.4%で、早期健全化判断比率を下回っている状況でございまして。

次に、将来負担比率につきましては、土地開発公社や本町が加入しています一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率でございまして、64.9%で早期健全化基準を下回っている状況でございまして。

以上、令和2年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基

準を下回っている状況でございますので、健全であると判断はされます。

しかしながら、今後各事業を推進していくに当たりまして、多額の借入れが必要となる場合がございます。そのようなことから、今後の財政運営に当たりましては、さらなる歳出の削減に向けた取組が必要であると考えているところでございます。

次に、資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります20%を超えた場合、経営健全化計画を作成・公表することとされているところでございます。

本町におきましては、公営企業会計でございます簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当いたします資金不足額は生じていませんのでバー表示としております。

今後の事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的・計画的な運用が求められていると考えておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時19分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第3 議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定について

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてと、議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定につきましては、一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定につきましては、地方自治法第292条で準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上、十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、乾豊君、藤墳理君、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、木村千秋君、後藤省治君、栗田利朗君、以上の10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時 23 分 休憩

午前 9 時 24 分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に角田寛君、副委員長に藤埴理君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

-
- 日程第 4 議第 52 号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定について
議第 53 号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について
議第 54 号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
議第 55 号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 56 号 令和 3 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）
議第 57 号 令和 3 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 58 号 令和 3 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
-

○議長（富田栄次君） 日程第 4、議第 52 号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定についてから議第 58 号 令和 3 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 52 号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定についてから議第 58 号 令和 3 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までを一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第 52 号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定につきましては、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な町政の実現に資するため、垂井町行政改革審議会を設置することについて必要な事項を定めるものでございます。

議第 53 号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正につきましては、利用者目線でデジタルトランスフォーメーションを推進するため、令和 3 年 10 月から住民票等のコンビニエンスストア等での交付を開始することに伴い、関係いたします条例について所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議第 54 号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、保育士等の給食費を給与から天引きすることができるよう、所要の改正を行うものでございます。

議第 55 号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一

部改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億651万3,000円を追加し、予算総額を94億998万円とするものでございます。

補正いたしますものは、職員の異動等に伴います人件費の措置を行うほか、議会費では本会議一般質問映像変換業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行いました。

総務費では、総務管理費におきまして、地方公務員の定年延長に伴う例規整備等支援業務に係ります委託料の増額を、庁舎東館漏電ブレーカー等の修繕に係ります需用費の増額、旧庁舎跡地等基本設計・実施設計業務及び旧庁舎跡地等現地測量及び用地測量業務に係ります委託料の減額を、行政改革審議会に係ります報酬及び需用費の増額を、マイキーID設定支援業務に係る労働者派遣業務に係ります委託料の増額を、栗原地区まちづくりセンター事務室空調機取替工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金等の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、地域介護・福祉空間整備等事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、低所得者保険料軽減負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、介護保険特別会計への繰出金、以上につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

次に、児童福祉費におきましては、垂井小学校留守家庭児童教室空調機取替工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、保健センター施設修繕に係ります需用費につきまして増額を、歯の健康フェスティバル補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきましては、減額の措置を行いました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります報酬、職員手当等、共済費、旅費、需用費及び委託料につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

次に、農林水産業費では農業費におきまして、鳥獣害防止事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行いました。

また、林業費におきましては、林道橋梁修繕測量設計業務に係ります委託料、池田明神線道路附属施設改修工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ減額の措置を行いました。

商工費では、県支出金の工場用地開発推進補助金の交付に伴います財源更正を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料の減額を、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費の増額、土地購入費に係ります公有財産購入費の減額、物件移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金の減額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

次に、都市計画費におきましては、町民プールに係ります需用費、役務費、委託料及び備品購入費につきまして、それぞれ減額の措置をいたしました。

消防費では、自主防災組織防災資機材購入費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額をいたしました。

次に、教育費では、小学校費及び中学校費におきまして、大型ディスプレイ装置及び無線LANアクセスポイントの購入に係ります備品購入費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

また、国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金等の交付に伴います財源更正を併せて行った次第でございます。

次に、中学校費におきましては、東海大会等出場補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

また、社会教育費におきましては、青少年芸術鑑賞会に係ります需用費及び委託料の減額、タライピアセンター会計年度任用職員に係ります報酬、職員手当等及び共済費の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

以上、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、旧庁舎跡地等整備工事及び旧庁舎跡地等整備工事監理業務の追加を、旧庁舎跡地等基本設計・実施設計業務の廃止をそれぞれお願いいたしますのでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更を併せてお願いいたしました。

続いて、議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,665万6,000円を追加し、予算総額を27億8,765万6,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、保険給付費等交付金の過年度国県支出金返還金及び退職被保険者等納付金精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ405万4,000円を追加し、予算総額を27億405万4,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして介護保険制度改正等システム改修業務に係ります委託料につきまして、増額措置を行いました。

保険給付費では、高額医療合算介護サービス等費におきまして、高額医療合算介護サービス

費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額を行いました。

諸支出金では、繰出金におきまして、一般会計への繰出金につきまして、増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） ただいま上程されました議第52号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、本条例の制定に至りました経緯について御説明申し上げます。

昨今の少子高齢化や人口減少、産業の担い手不足、新型コロナウイルス感染症感染拡大など、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な町政運営が求められています。このような現状を踏まえ、持続可能な健全財政を維持できるよう、行政改革による事務事業の不断の見直しを行っていく上で、諮問機関として垂井町行政改革審議会を設置するに当たり、本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

本条例は、本則9条と附則から構成されております。

第1条は、地方自治法の規定に基づき、審議会を設置すること。

第2条では、所掌事務を、第3条では、審議会の答申については、これを尊重することを規定しております。

第4条では、組織として審議会の委員を10人以内に、またその任期を2年とすることを規定しております。

第5条では、委員の互選により審議会に会長を置くこと。

第6条では、審議会の会議について。

第7条では、必要があると認められるときは関係者の出席を求め、意見の聴取をすることができることを規定しております。

第8条では、審議会の庶務は企画調整課が処理すること。

第9条では、雑則として、本条例に規定のないものについては、会長が審議会に諮って定めることを規定しています。

附則といたしまして、第1項において、この条例の施行日を公布の日から、第2項において、本条例の制定に伴い垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例について、当該審議会委員に係ります報酬の規定を加えることといたしております。

以上、議第52号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

これら2つの条例改正は、令和3年10月からコンビニエンスストア等に設置されておりますマルチコピー機で各種証明書の交付を開始することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正から説明させていただきます。

議案書1ページ、新旧対照表1ページを御覧ください。

第14条では、見出し中、「交付申請」の次に「及び交付」を加えるとともに、2つの項を加えるものでございます。

第3項では印鑑登録証明事務処理要領との整合性を図り、第4項では個人番号カードの利用を規定しております。第15条は事務処理要領との整合性を図り、第16条では個人番号カード利用の際の不受理要件を規定しております。

次に、垂井町手数料条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書は2ページ、新旧対照表は3ページを御覧ください。

第2条第2項第1号では、できる規定、別表5の部2の項から8の項までの規定中、「用紙1枚」を「1通」に改めるとともに、同表9の部2の項中に「又は第4項」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） それでは議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明させていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、6ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、保育士等の給食費の徴収方法を変更するものでございます。

現在、保育士等の給食費は、毎月園ごとに現金で徴収して会計に納付しているところでございます。このようなことから、毎月多額の現金を預かることによる紛失、事故等を防止するため、給与から天引きできるように改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましては、第25条で給与から控除できるものを第1号から第9号で規定しておりますが、新たに第10号で保育士等給食費を追加するように改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い

願ひ申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、建設課所管に係ります議第55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるバリアフリー法の改正を受けまして、本条例を定めるに当たって参酌すべき基準省令となります移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正されましたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、バリアフリー化を図るために、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路及び旅客特定車両停留施設等が満たすべき基準を新たに定めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

6 ページを御覧ください。

初めに、目次につきましては、各章の章名等を改めるとともに、7 ページに移りまして、既存の第6章を第7章に改め、新たな6章として旅客特定車両停留施設の構造（第30条―第40条）を加えるものでございます。

第2条、用語の定義につきましては、第1号、有効幅員の規定に自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路及び旅客特定車両停留施設等を適合対象に加えて改めるとともに、第2号、車両乗入れ部の規定では、省令の改正に合わせて文言を改めるものでございます。

第2条の次に第2条の2を加え、災害等の場合の適用除外の規定を新たに定めるものでございます。

8 ページ、第2章では章名を改め、第3条、歩道の規定から第4条、有効幅員の規定、第1項第2項及び既存の第3項では、省令の改正に合わせて文言を改めるとともに、その既存の第3項を第5項に改め、第2項の次に新たな第3項、自転車歩行者専用道路の有効幅員の規定及び第4項、歩行者専用道路の有効幅員の規定を加えるものでございます。

第5条、舗装の規定、第1項及び、9 ページに移りまして第2項並びに第6条、勾配の規定、第1項及び第2項では、自転車歩行者専用道路等を適合対象に加えて改めるものでございます。

第3章では章名を改めるとともに、第12条、エレベーターの構造の規定、第2号、10 ページに移りまして第5号、第8号、第9号及び第13号並びに第13条、傾斜路の構造の規定では、省令の改正に合わせて文言を改めるものでございます。

第4章及び第5章では、章名を改めるとともに、その第5章の次に第6章、旅客特定車両停留施設の構造の規定を新たに加え、その第6章には11ページの第30条、通路の規定から17ページの第40条、券売機の規定までを加え、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう施設等の構造の規定を新たに定めるものでございます。

18ページに移りまして、新たな6章が加えられましたことから、既存の第6章を第7章に改めるとともに、以降の各条項について繰下げを行うものでございます。

第7章、第41条、案内標識の規定では、第3項から第6項までを加え、案内標識に係る新たな規定を定めるものでございます。

第42条、視覚障害者誘導用ブロックの規定では、第1項に自転車歩行者専用道路等及び旅客特定車両停留施設を適合対象に加えて改めるとともに、第1項の次に第2項及び第3項を加え、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に係る新たな規定を定めるものでございます。

新たな2項が加えられましたことから、既存の各項について繰下げを行うものでございます。

第43条、休憩施設の設置の規定では、第1項に自転車歩行者専用道路等を適合対象に加えるとともに、第1項の次に第2項及び第3項を加え、休憩施設の設置に係る新たな規定を定めるものでございます。

20ページ、第44条、照明施設の設置の規定では、第1項に旅客特定車両停留施設を適合対象に加え、第45条、防雪施設の設置の規定では、自転車歩行者専用道路等を適合対象に加えて改めるものでございます。

議案書10ページを御覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上、議第55号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） それでは議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億651万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億998万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費におきましては、職員の異動に伴います職員手当等45万3,000円の増額、また一般質問の映像をインターネットで配信します映像変換業務委託料14万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費におきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるため、これに伴います例規整備等の支援業務といたしまして、委託料66万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5 財産管理費におきましては、庁舎東館の漏電ブレーカー等の修繕のため、需用費

の修繕料60万円の増額、また当初予算において旧庁舎跡地等基本設計・実施設計業務委託料としまして5,200万円を計上させていただいておりましたけれども、このたび整備手法を設計・施工一括方式とさせていただくことから、その不用額3,831万7,000円の減額、また測量業務に不用額が生じたので、委託料42万9,000円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目6企画費におきましては、先ほど行政改革審議会設置条例を上程させていただきましたが、これに係ります委員報酬25万2,000円、需用費の食糧費7,000円をそれぞれ増額、国のマイナポイント事業の事業期間が令和3年9月末から12月末まで延長になったことから、マイキーID設定支援事務に係ります労働者派遣業務委託料86万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

そのほか、栗原地区まちづくりセンター事務室の空調機が故障しましたので、工事請負費60万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、職員の異動等によります給料504万6,000円、職員手当等329万6,000円、共済費148万1,000円をそれぞれ増額、また令和2年度福祉医療費助成事業補助金及び未熟児養育医療費負担金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料で1,566万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5老人福祉費におきましては、大和産業株式会社が運営いたします栗原地区にございますグループホーム垂井だいわ福寿の杜の施設改修を実施されることから、地域介護・福祉空間整備等事業補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金773万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目10介護福祉費におきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料で1万円の増額、また介護保険特別会計の介護給付費負担金繰出金10万円、事務費等繰出金76万9,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページの項2児童福祉費、目7留守家庭児童教室費におきましては、垂井小学校留守家庭児童教室の増室に伴い、空調機の取替えが必要となりましたので、工事請負費139万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費におきましては、職員の異動等によります給料2万7,000円、職員手当等169万1,000円、共済費65万円をそれぞれ増額し、保健センター構内の電柱に設置してあります負荷開閉器が年次点検の結果により修繕する必要が生じたので、需用費の修繕料50万円の増額、また新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の

ため歯の健康フェスティバル2021が中止となりましたので、当該事業に係ります補助金35万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目8新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、6月定例会におきましても補正をさせていただきましたワクチン接種事業でございますが、このたび10月から12月までの経費といたしまして、報酬623万8,000円、職員手当等724万4,000円、14ページの共済費40万4,000円、旅費16万6,000円、需用費17万2,000円、ワクチン集団接種業務などの委託料6,808万3,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金8,230万円及び諸収入7,000円を見込んでおります。

次に、15ページの款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費におきましては、職員の異動によります職員手当等51万7,000円、共済費6万3,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2農業総務費におきましても、職員の異動によります給料49万5,000円、職員手当等231万3,000円、共済費47万3,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3農業振興費におきましては、鳥獣による農業への被害を防止するため、電気柵等の設置に要する経費に対して交付します鳥獣害防止事業補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金142万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2林業費、目2林業振興費におきましては、林道整備事業費の50%が交付される県補助金が当初の見込みを下回ったことに伴いまして、当初予定しておりました林道橋梁修繕測量設計業務委託料250万円、池田明神線道路附属施設改修工事250万円のそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

財源につきましても、県支出金250万円を減額いたします。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきましては、現在行っております工場用地開発可能性調査業務におきまして、このたび県の工場用地開発推進補助金200万円が交付される見込みとなりましたので、財源更正として県支出金200万円を増額し、一般財源200万円を減額するものでございます。

次に、16ページの款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費におきましては、県事業でございます県道養老垂井線庭田交差点改良事業が、関係機関との協議に不測の時間を要し、今年度の事業着手ができない旨の連絡がございましたので、当該事業に関連する町単事業に係ります委託料130万円、公有財産購入費740万円、補償、補填及び賠償金320万円をそれぞれ減額、また市之尾線路側改良工事及び垂井日守線舗装改良工事に係ります工事請負費1,450万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金269万5,000円を減額し、一般財源529万5,000円を増額するものでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費におきましては、職員の異動によります給料707万1,000円、職員手当等576万2,000円、共済費229万9,000円のそれぞれ増額補正をお願いす

るものでございます。

次に、17ページの目5運動公園管理費におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため町民プールの開場の中止に伴いまして、需用費269万9,000円、役務費32万8,000円、委託料707万5,000円、備品購入費44万円のそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費におきましては、自主防災組織が行います防災資機材購入に要する経費に対して交付します自主防災組織防災資機材購入費補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金30万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、18ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、各小学校のICTを活用した学習を支援するため、大型ディスプレイ装置及び当該装置への画像を伝送するための無線LANアクセスポイントを各小学校へ導入するため、その費用といたしまして備品購入費606万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

そのほか、当初予算で計上のICT支援業務及び新型コロナウイルス感染症対策経費に対し、国庫支出金が交付される見込みとなりましたので、財源更正を行うものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきましては、小学校費同様、各中学校のICTを活用した学習を支援するため、大型ディスプレイ装置及び当該装置へ画像を伝送するための無線LANアクセスポイントを各中学校へ導入するための費用といたしまして、備品購入費317万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

また、本年度29名の生徒が東海大会及び全国大会へ出場されたことから、交通費及び宿泊費等に要する経費に対しまして交付します東海大会等出場補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金22万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

そのほか、当初予算で計上のICT支援業務及び新型コロナウイルス感染症対策経費に対し、国庫支出金が交付される見込みとなりましたので、財源更正を行うものでございます。

次に、19ページの項5社会教育費、目1社会教育総務費におきましては、職員の異動によります給料162万1,000円、職員手当等84万4,000円、共済費48万1,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6文化会館費におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため青少年芸術鑑賞会が中止となりましたので、当該事業に係ります需用費の消耗品費4,000円、委託料100万円のそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10タリピアセンター費におきましては、会計年度任用職員の人件費に不足が生じる見込みとなりましたので、報酬177万6,000円、職員手当等7万円、共済費31万9,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページの歳入を説明させていただきます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため町民プールの開場を中止したことに伴いまして、101万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金としまして、3,464万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金924万7,000円の増額、また個人番号カード利用環境整備費補助金86万8,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、子ども・子育て支援交付金33万3,000円、8ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして、4,765万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目7土木費国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金269万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目9教育費国庫補助金におきましては、公立学校情報機器整備費補助金338万5,000円、学校保健特別対策事業費補助金75万2,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金33万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金におきましては、森林林業対策事業補助金250万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目6商工費県補助金におきましては、工場用地開発推進補助金200万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページの款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金におきましては、前年度の給付金額の確定によります会計内の精算によりまして一般会計に繰り入れるもので、100万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため、4,733万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきましては、会計年度任用職員に係ります労働雇用保険負担金としまして1万2,000円の増額、また本年3月31日をもって営業を中止しましたアンテナショップ半兵衛の里経営協議会の財産を清算されたことに伴いまして、町農林畜産物販売促進事業等助成金返還金43万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款21町債、項1町債、目1総務債におきましては、歳出でも説明させていただきました

たが、旧庁舎跡地等の整備仕様を変更したことによりまして、当初予算で計上させていただいておりました旧庁舎跡地等活用事業債4,300万円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは表紙に戻っていただきまして、第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加及び廃止は、第2表、債務負担行為の補正によるものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

当初予算で計上しておりました債務負担行為の中で、旧庁舎跡地等の基本設計・実施設計業務につきましては、旧庁舎跡地等の整備仕様を設計・施工一括方式に変更したことによりまして、このたび取下げをさせていただき、新たに旧庁舎跡地等整備工事費及び同工事監理費を追加するものでございます。整備工事につきましては、期間は令和3年度から令和5年度まで、限度額は14億円、監理業務につきましては、期間は令和3年度から令和5年度までで、限度額は2,370万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は第3表、地方債補正によるものでございます。

4ページを御覧いただきたいと思っております。

当初予算で計上しておりました地方債の中で、旧庁舎跡地等活用事業の整備仕様の変更をしたことから、限度額をゼロとする補正をお願いするものでございます。

なお、20ページからは給与費明細書、22ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 住民課所管に係ります議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,665万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,765万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で1,665万6,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和2年度の国民健康保険給付費等の交付金の額が確定したことによりまして、既交付額が超過となりましたので返還するもので、1,633万9,000円を、また令和元年度の国民健康保険事業費納付金の退職者等納付金の精算の結果、不足分31万7,000円を追加納付するものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で1,665万6,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、総務費におきまして介護報酬の改定に伴い、追加でシステム改修が必要となりましたこと、保険給付費におきまして予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたこと、また前年度（令和2年度）の介護保険給付費の確定に伴いまして、精算に係る所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ405万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億405万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございますが、介護保険制度の改正に伴い介護報酬額等の見直しが行われており、このたび国より追加のシステム改修の標準仕様が示されましたことから、現在使用しておりますシステムの改修費用として220万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、令和元年8月から令和2年7月までの1年間、同一世帯内において介護保険と医療保険の両方を利用された方のうち、その合算した自己負担額が限度額を超えた場合、その差額分を支給するサービス費が予算額に対し不足する見込みとなりましたので、84万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金でございますが、前年度、令和2年度に受け入れました一般会計からの繰入金について精算を行ったところ、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、100万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。

歳入につきましては、国・県・町被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上をさせていただいております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございますが、こちらは国の負担分として給付費の20%相当分、16万8,000円の増額をお願いするものでございます。

また、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございますが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分、2万

5,000円の増額をお願いするものでございます。

また、目2介護保険国庫補助金、節1介護保険事業費補助金でございますが、先ほど歳出で説明いたしました介護報酬等の見直しに伴うシステム改修費について、国が示しました基準額の2分の1として144万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらは第2号被保険者の保険料について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分、22万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございますが、こちらは県の負担分として給付費の12.5%相当分、10万円の増額をお願いするものでございます。

次に6ページ、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございますが、こちらは町の負担分として給付費の12.5%相当分、10万円の増額をお願いするものでございます。

また、目2事務費等繰入金でございますが、先ほど歳出で説明いたしました介護報酬等の見直しに伴うシステム改修費から国庫支出金144万円を差し引いた補助残分、76万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、122万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第52号から議第58号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時21分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊

